

厚生労働省

○経済産業省令第六号  
環 境 省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成三十年政令第三十五号）の一部の施行に伴い、P F O S又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令を次のように定める。

平成三十年十月三十一日

厚生労働大臣 根本 匠

経済産業大臣 世耕 弘成

環境大臣 原田 義昭

P F O S又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令を廃止する省令

厚生労働省

P F O S又はその塩の製造設備に関する技術上の基準を定める省令（平成二十四年経済産業省令第二号）  
環 境 省

は、廃止する。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。